

**令和6年度川崎市農業経営高度化支援事業補助金公募要領**  
**【生産向上等支援事業】と【経営改善支援事業】の違い**

項目	【生産向上等支援事業】	【経営改善支援事業】
対象事業	① 農業経営改善計画上で達成に向けた関連性がある ② 次のいずれかに該当する事業 ・先端技術 ・作目転換 ・土地又は労働生産性の向上 ・6次産業化	① 市内産農産物の販売促進 ・高付加価値・ブランド化 ・販路拡大 ② 市内産農産物を使った商品開発 ・6次産業化のための商品開発・製造 ・マーケティング ③ 労働時間削減に資する事業（生産に関わるものを除く）
対象経費	建築物の工事費や、設備の購入費・設置費など主にハード事業の導入に関するもの	ホームページ制作やPR用のチラシ・パンフレット・看板、オリジナルロゴ及び出荷箱・袋・シール製作など主にソフト事業の導入に関するもの
補助額	1件あたり補助限度額200万円 (ただし予算600万円の範囲内)	1件あたり補助限度額75万円 (ただし予算の範囲内)
申請の下限額	なし	1件あたりの補助金申請予定額が10万円（補助対象経費が20万円） ※上記未満の場合は対象外
補助率	補助対象経費の1/2以内	補助対象経費の1/2以内
選定方法	有識者等によるヒアリング及び審査会（審査会では申請者によるプレゼンテーションを実施していただきます）	書類審査（必要に応じてヒアリング又は現地調査を実施します）
申請期間	令和6年4月24日（水） ～ 令和6年5月31日（金）必着	令和6年4月24日（水） ～ 令和7年1月31日（金） ※期間中は随時受付し、予算がなくなり次第終了します

**※詳細はそれぞれの「公募要領」をご覧ください。**